

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
○番二地先まで	秩父市荒川贄川字笹平九六六番三 地先から同市荒川贄川字向原八二	秩父市荒川贄川字笹平九五八番三 地先から同市荒川白久字林平一八 八九番一地先まで	区 間
一一・八〇〇 九六・六四	一一・八〇〇 九六・六四	六・四三〇 五一・六二	敷地の幅員 (メートル)
七二四・八五	七二四・八五	一一三三二・〇〇	延 長 (メートル)
旧Aを秩父市に引き継ぐ			備 考